⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。

イ　代表者は、平成６年度以降に、ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積70㎡以上かつ施工延長1,400m以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、代表者以外の構成員については、平成６年度以降に、ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積40㎡以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

㋐　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。

㋑　代表者の配置する技術者については、平成６年度以降に、上記６⑸イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員が配置する技術者については、平成６年度以降にＮＡＴＭによるトンネル内空断面積40㎡以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

㋒　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。

７　競争参加資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。

８　資格審査申請書類

⑴　提出書類及び提出部数

ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部

イ　特定建設工事共同企業体協定書（写）１部

⑵　申請書類の作成に用いる言語　日本語

⑶　申請書類の入手方法　申請書類は、次のアドレスにアクセスして得るものとする。

http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_jigyou/kouji/sec.html#01

９　資格審査結果の通知

資格決定通知書により通知する。

10　その他

⑴　共同企業体の名称は、一般国道40号音威子府村音中トンネル○○△△××特定建設工事共同企業体とする。

⑵　共同企業体の資格審査を申請する者は、併せて支出負担行為担当官北海道開発局旭川開発建設部長が別に公告する入札参加資格の確認を受けるものとする。

⑶　申請手続の照会先は、次の場所とする。

ア　北海道開発局事業振興部工事管理課

イ　北海道開発局旭川開発建設部契約課

招　　請

資料提供招請に関する公表

次のとおり物品の導入を予定していますので、当該導入に関して資料等の提供を招請します。

平成21年12月１日

独立行政法人国立科学博物館

経営管理部長　上野喜代人

◎調達機関番号　512　◎所在地番号　13

○第１号

１　調達内容

⑴　品目分類番号　14

⑵　導入計画物品及び数量

事務用電子計算機システム一式

⑶　調達件名の特質等

借入物品の性能等に関し、契約担当役が入札説明書で指定する特質等を有すること。

⑷　導入予定時期

平成22年度11月以降

⑸　調達に必要とされる基本的な要求要件

本システムは、ネットワーク機器(ルータ、スイッチなど)、サーバ、クライアントパソコン及びネットワークプリンタなど事務処理で必要な周辺機器で構成される。

Ａ　本システムのネットワーク機器は、５地区（上野、新宿、筑波、目黒､日本橋地区）で構成される既存の館内ＬＡＮ（主に光ファイバを利用）を拡張するもので、内線電話等の音声データの統合化への対応がなされること。また、ファイヤーウォールやウィルスチェックソフト等での十分なセキュリティ対策が施されていること。

Ｂ　ハードウェアについては、事務処理を行う上で十分な処理能力、メモリ容量、ディスク容量を有していること。また、必要に応じてマルチメディアコンテンツ作成処理に必要な周辺機器を装備すること。

Ｃ　システムの安定稼働を維持するため、障害発生時に迅速に対応できる保守体制が提供されていること。

Ｄ　システムの利用にあたって、利用者教育（研修）体制が提供されていること。

２　資料及びコメントの提供方法　上記１⑵の物品に関する一般的な参考資料及び同⑸の要求要件等に関するコメント並びに提供可能なライブラリーに関する資料等の提供を招請する。

⑴　資料等の提供期限　平成22年１月５日17時00分（郵送の場合は必着のこと。）

⑵　提供先　〒110―8718 東京都台東区上野公園７―20　独立行政法人国立科学博物館広報・サービス部情報係長（情報担当）　斎藤　健　電話03―5814―9853

３　説明書の交付　本公表に基づき応募する供給者に対して導入説明書を交付する。

⑴　交付期間　平成21年12月１日から平成22年１月５日まで。

⑵　交付場所　上記２⑵に同じ。

４　説明会の開催　本公表に基づく導入説明会を開催する。

⑴　開催日時　平成21年12月11日15時00分

⑵　開催場所　国立科学博物館日本館４階大会議室

５　その他　この導入計画の詳細は導入説明書による。

６　Summary

⑴　Classification of the products to be procured : 14

⑵　Nature and quantity of the products to be rent : Computer System for Clerical Work 1 Set

⑶　Type of the Procurement : Rent

⑷　Basic Requirements of The Procurement : Our System must be composed of peripherals such as Network Equipment (Routers, and Switches etc), Servers, Client Computers, and Network Printers which are indispensable for Clerical Work.

A　Our Existing Museum LAN System (We mainly use Fiber Optics) which is consisted of 5 divisions (Ueno, Shinjuku, Tsukuba, Meguro and Nihombashi) must be expanded in ways that Voice data of Internal Phones is integrated.

B　The Hardware must be Equipped with a High-speed Central Processing Unit, the Large Capacity of Memory and Hard Disks appropriate for clerical work. Necessary peripheral Equipment must also be furnished for Processing Multimedia Contents.